

第4回福島県防災会議原子力防災部会議事録

- 1 会議名 第4回福島県防災会議原子力防災部会
- 2 日時 平成25年3月15日(月) 14時00分～15時40分
- 3 場所 福島県庁西庁舎 12階講堂
- 4 出席委員 25名(定員32名)

○司会

それでは定刻になりましたので、只今から第4回福島県防災会議原子力防災部会を開催いたします。部会長の内堀副知事が所用により欠席しておりますので、規定により、部会長より事前に代理者として指定を受けております長谷川生活環境部長より御挨拶いたします。

○議長(長谷川委員、以下「議長」という。)

皆さんこんにちは。生活環境部長の長谷川でございます。本日はお忙しい中、第4回の原子力防災部会に出席いただき、誠にありがとうございます。大震災から2年が経過いたしました。本県では15万人を超える県民の皆様が避難を余儀なくされている厳しい状況にあります。避難区域の見直しによる住民の方の立入や帰還に向けた動きも出ており、本県といたしましては、新たな災害の発生に対する備えについて、早急に整備していくということで、地域防災計画の見直しを進めてきております。

まず初動対応中心とした原子力災害対策編の見直しにつきましては、本部会で2回の審議をいただき、県民、それから各機関からの意見を踏まえて、昨年11月29日の防災会議において決定をされたところでございます。

また、前回2月4日に開催しました部会では、原子力規制委員会が策定した原子力防災指針を踏まえた見直しについて御審議をいただき、御意見を踏まえた修正資料について、パブリックコメントの実施と、市町村や関係機関の皆様に意見照会をさせていただきました。本日はその御意見を踏まえ、計画をさらに見直しましたので、御審議をいただければと思います。なお、原子力規制委員会が策定します原子力災害対策指針については、改定作業が引き続き進められております。県といたしましてはそういったことも踏まえ、今後も皆様の御意見を伺いながら、不断の見直しを進めていくことと考えてございますので、防災対策の更なる充実を図るため引き続き、皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして本日の部会への出席状況ですが、配布の名簿のとおり32名中7名が欠席ということで御報告いただいております。次に、本日の部会の留意点でございますが、進行にあたりまして会議の妨げになるような行為は、慎んでいただくようお願いいたします。また、本日の配付資料は先程御説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります。部会長代理として、長谷川生活環境部長が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは議事に入ります。本日の審議事項は、お手元の次第にございますとおり、まず始めに、審議事項2つございますが、その前に報告ということで、原子力災害対策指針が前回の部会後に改定されましたので、その概要について、まず事務局から説明をお願いします。

○事務局

原子力安全対策課の小山と申します。よろしくお願いたします。皆様にお配りしました資料がお手元でございますが、参考資料の1といたしまして、改定原子力災害対策指針のポイント及び原子力災害対策指針をご覧になっていただきたいと思います。原子力災害対策指針に基づきまして、地域防災計画を作成することが求められているわけでございます。前回も御紹介をいたしました、原子力災害対策指針は、この度規制委員会の検討やパブリックコメント等を受けまして、2月27日に改正がされたところでございます。

今回の改正の主な点は、簡単にまとめて示しております。内容につきまして、まず原子力事前対策といたしましては、緊急時における判断及び防護基準の具体化ということで、緊急時活動レベル、運用上の介入レベル等が示されたところでございます。また、被ばく医療のところでは、被ばく医療体制の整備、安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備、スクリーニングの実施体制の整備といったところが書き込まれてございます。その他につきましても、SPEEDIの活用について、あるいは東京電力福島第一原子力発電所事故炉の対応について記載がされたところでございます。

こうした、今回の改定指針についての、県の防災計画との改定についての兼ね合いでございますが、原子力災害事前対策につきましては、緊急時判断及び、防護措置実施基準の具体化ということが示されたわけでございますが、こちらにつきましては今回、指針を読み込む形で地域防災計画に修正をかけてございます。また、2番目の被ばく医療についてですが、被ばく医療体制の整備、安定ヨウ素剤の予防服用、スクリーニング体制の整備につきましては、今後開催の防災部会において検討される予定でございます。また、3番目のSPEEDIの活用につきましては、前回初動対応の修正の中で位置づけているところでございますが、さらに今後のステップ3の修正において、緊急時被ばく医療の改定を行ってまいりますので、それに併せて引き続き検討してまいりたいと思っております。

また、最後に福島第一原子力発電所の事故炉への対応につきましては、具体的な検討結果の、指針への反映は今後でありますので、県の防災計画への反映は今後の課題でございます。国のほうで具体的な基準等が示されてございませんので、こちらについて具体的な考え方を示すように、国に引き続き求めていくところでございます。原子力災害対策指針の改定につきましては以上でございます。

○議長

只今の報告事項について、確認したい点あるいは質問点などがございましたらお願いいたします。

それでは審議事項に入ります。まず1つ目として県民意見公募等を踏まえた修正案について、事務局から説明がございました。

○事務局

それでは前回の審議を踏まえまして、県民意見公募等を行ってございますので、その結

果概要について説明をさせていただきます。

まず、資料1-1の県民意見公募結果等についてをご覧いただきたいと思います。概要でございます。前回、第3回の2月4日に開催しました原子力防災部会におきまして、その意見を踏まえたうえで、修正案を作成いたしました。部会の皆様及び県民、市町村等の御意見を伺ったところでございます。その結果でございますが、2の(1)の意見提出件数及び計画への反映状況ということで、簡単に表にして示してございます。それぞれ、防災部会の意見、県民意見公募、市町村からの意見照会の意見が示されてございます。県民意見公募では3件意見がございました。これは2月12日から2月26日まで公募したものでございますが、3件の意見がございました。この他に、関係市町村等に意見照会をしてございます。こちらにつきましては、14件の意見がございました。その中で今回、具体的に意見を反映させていただくことにしたものの、あるいは今後検討していくものとして、整理をさせていただいております。

(2)の主な御意見と対応でございます。今回反映した主なものということで、部会の方からいただきました意見である、緊急輸送活動における情報提供、資機材の貸与を明記について。あるいは、東京電力による自治体職員への専門的知識の普及の明記については、今回反映させていただいております。また、次回以降の反映に向けて検討するものとしては、警戒区域見直しに伴う住民への情報提供体制等の確保、安定ヨウ素剤の配布体制、緊急時モニタリング体制、広域避難体制、県における情報受信体制の確立、UPZの本格設定、県災害対策本部設置の基準の問題、こういったものについては検討させていただきたいと考えております。

(3)については、第1回、第2回の部会にて御意見をいただいていたもので、次回以降に検討するとして整理していた御意見への対応についてでございます。初動体制に必要な人材の確保が必要であるという御意見に対しては、モニタリング体制あるいはスクリーニング活動について、多くの人員体制が必要となることから、今後の見直しのステップ3で検討させていただきたいと思います。緊急時モニタリング体制の確立、こちらについても同様でございます。また本部会議等の音声、映像を含めた保存体制が必要ということについては、緊急時連絡網システムにおいて、TV会議映像や電話音声は記録するように改修しておりますので、こういったものの運用についても決定していきたいと考えてございます。また、指定公共機関に放射線医学総合研究所と日本原子力研究開発機構を追加といった御意見については、今回反映させていただいております。また、自家用車による避難体制の確立の御意見につきましては、今回の記載はございません。今後行う避難時間推計シミュレーション等の結果等も踏まえて、広域避難計画の策定、検討をお願いすることになると思います。

さらに被ばく医療体制の確立、情報伝達手段としてJアラートの活用については、今後の見直しも踏まえて検討させていただきたいと考えてございます。また、防災基本計画の内容反映についての御意見がございましたが、今回、防災基本計画を踏まえた対策指針となっておりますので、その反映としております。

次に資料1-2の①で前回の第3回部会でいただいた御意見への対応でございます。こちらには7点ほど主な意見として記されさせていただいております。まず1つ目でございますが、警戒区域見直しに伴い、出入可能となった地域における住民等への連絡、避難体制

を確立すべきということでございます。計画にの修正については、住民等への連絡手法、住民の把握、避難先や輸送手段などの検討課題がございますので、関係者で具体的に検討し、必要に応じて計画に反映させてまいります。具体的に検討につきましては、次の段階で説明をさせていただきます。暫定重点区域における安定ヨウ素剤の配付体制の検討につきましては、今後、被ばく医療協議会等において検討を進めまして、関係マニュアル等に反映させてまいりたいと考えてございます。

次に3番目の他市町村からの避難者や原発作業員等への避難指示の伝達体制についての記載ということでございますが、計画の中では難しい所もございまして、参考といたしまして、避難元市町村との連携調整等で、今後検討させていただきたいと思っております。

4番目の機能低下した市町村の避難調整を県が行う際、当該市町村との連絡調整体制を確立すべきということでございます。これについては御意見を参考に、市町村に派遣されるリエゾンが衛星携帯電話等により、連絡調整を行うこととしていますが、県防災行政無線、警察無線、非常通信協議会所属無線など、一般災害対策編でも広く記載がございますので、そちらを準用する形で対応していきたいと思っております。

5番目の意見といたしまして、今回の災害において、米、ガソリン、避難住民の輸送を断られたことを踏まえまして、輸送対策を確立すべきという御意見がございました。これは御意見を踏まえ、修正して記載してございます。

また、6番目の緊急時放射線モニタリングについて、県の役割を積極的に記載すべきという点でございます。御意見を参考といたしまして、規制委員会において緊急時モニタリングの在り方が検討中であり、それを踏まえまして、今後ステップ3において反映してまいりたいと考えてございます。

7番目の避難道路の整備、また帰還に向けての医療体制の整備の御意見がございました。こちらについては、広域的な避難体制について今後検討してまいりますので、必要に応じて計画に反映させてまいります。また、浜通り地方医療復興計画に基づき、救急医療体制の再構築、医師や看護師の書き確保支援を行うなどの医療体制の再整備を図ってまいります。こちらが第3回部会までの御意見についての対応でございます。

続きまして資料1-2②御意見と対応について（委員への意見照会）ということで、防災部会の後、各委員からの御意見をいただいております。1ページ目をご覧ください。原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備えについてです。中程でございますが、複合災害でオフサイトセンターが機能せず、国からの連絡や指示などがうまく入らない場合も想定して書かれるべきだという表現で意見を集約させていただいております。こちらについては本県が今後新たに設置するオフサイトセンターにつきまして原子力災害の経験を踏まえまして、放射能防護対策や電源対策こういったものを強化する、また代替施設の整備についても検討してまいります。こういったオフサイトセンターが機能しない場合も想定しまして今回の災害後の改定において、国、県とも本部がバックアップする体制をとるということで強化を図って具体的な連絡系統については、関係機関と検討してまいりたいと思っております。

2番目の御意見、東京電力、原子力事業者の責務についてでございます。東京電力には、関係する自治体の職員と普段から十分なコミュニケーションをとり、自治体の職員の専門的な知識の向上に協力する義務があるのではないかという意見がございました。この点を

踏まえまして、平時から防災等関係情報を分かりやすくかつ定期的に提供することを追記してございます。

3番目の情報収集、連絡体制等の整備でございますが、防災計画には、様々な情報通信機器の整備や多重化を図ると書くだけではなく、受信体制をしっかり構築することも書くべきだということでございます。これは御意見を踏まえまして、受信機器の増設等について検討してまいります。

3ページでございます。情報収集、連絡体制等の整備でございます。防災行政無線を地上と衛星系に二重化するだけでなく、バックアップを整備することも重要というようなこと、またテレビ会議システムをどう活用するかが書かれていないというようなことでございます。こちらにつきましては、具体的な計画の修正ということではなくて、現在の体制の強化ということで進めてまいりたいと考えてございます。また、テレビ会議システムについては、暫定的な重点区域とした市町村には今後整備を進めてまいります。

同じく情報収集、連絡体制の整備のところでございますが、東電本店と第一原発及び第二原発のテレビ会議システムに接続して、しっかり情報を把握すべきということでございます。こちらについては御意見を参考にさせていただきたいと思っております。実態といたしまして事業者が非常用通信機器やテレビ会議システムを介して、国の統合原子力防災ネットワークへの接続は規定されたところでございます。県のテレビ会議システムも同じネットワークに接続されておりますので、こういったところの運用については今後関係機関と協議して対応できるように進めてまいりたいと考えてございます。

4ページをご覧くださいと思います。6番目でございますが、原発事故に関する情報収集分析、流すべき内容を検討するのはどこなのか、県はどのレベルの内容まで自治体に伝えいくのかなどについて述べたほうがいいのではないかとございます。事業者からの通報を関係機関に迅速かつ正確に関係者に伝達すること。また、通報内容などを踏まえ必要な対策等を検討し、関係機関と連携しつつ措置することは災害対策本部の重要な役割でございます。これらが委員からの御意見への対応でございます。

県民意見公募等、パブリックコメントへの対応ですが資料1-2の③でございます。3件の御意見がございました。1件目は御意見を踏まえ修正しました。

また、通信手段の確保ということでございます。定期的な保守ということを記載したらどうかということでございます。保守点検については、定期的に行っているところでありますが、こちらについては御指摘のとおり、今後も定期的な実施をしてまいりたいと考えてございます。

また、 α ・ β 線モニタリングを実施し公表すべきではないかという御意見でございます。参考にさせていただきたいと思っておりますが、現在、緊急時モニタリングの実施手法といったところで、検討を進めてございますので、次回の以降で検討させていただきたいと思っております。

続きまして資料1-2④、今回関係市町村等からいただいた御意見でございます。まず1番目をご覧くださいと思います。防災対策重点区域の範囲のことでございます。UPZの範囲を国が概ね原子力施設から半径30kmとしたことでございますが、いわき市全域が含まれるということで、相当範囲が広がることになります。この理由について、明確にすべきではないかという御意見でございます。この御意見に関しては、現在、国から

事故炉における事故想定でございますとか、防護区域、そういったものが明確に示されておりません。別な検討が必要だというようなことでございますので、当分の間は、重点地域を暫定的に各市町村全域としているところでございます。なお、今後本県が策定いたします広域避難計画におきましては、関係市町村と十分に協議いたしまして、市町村間のみならず市町村内の避難、そういったことも考慮して具体的に策定を進めていきたいと思っております。こちらについては、現時点で暫定として、本格的に改めて検討をすることと考えてございます。

また、2番目の情報の収集、連絡体制等の整備というところでございます。非常用電源の確保ということの中には、県が市町村に整備をしている緊急時連絡網システムが各市町村の庁舎に置かれるということになりますので、そういったところは、関係市町村との連携が必要となりますので、書かせていただいたということでございます。

続いて3番目の避難収容活動体制の整備というところでございます。今般、PAZの避難が、UPZの範囲外というふうに表示されているということでございますので、いわき市とかあるいは南相馬市とか、そういった所にUPZ内から避難するケースはないかということでございますが、こちらについても1番と同じ考え方でございまして、今後、広域避難計画あるいは、本格的な重点区域の設定の中で検討させていただきたいと考えてございます。

また、4番目の、UPZが当該区域に位置する市町村全域に防護措置を準備するとして良いものかということでございます。ここについては、本格設定ということの中で検討という課題でありまして、こういったことについては、広域避難計画の中で検討していきたいと思っております。

2ページ目をご覧いただきたいと思えます。こちらについては、防災関係機関の事務または業務の中でのことでございます。県と関係市町村が実施する緊急被ばく医療活動の業務の違い等でございます。緊急被ばく医療活動については、地域防災計画、医療活動マニュアル等において、それぞれの役割に応じて実施、確保するということとしております。また、必要な資機材については、県が整備して関係市町村に配備するということとして考えております。

6番の緊急被ばく医療体制の整備、医療活動用資機材等の整備でございますが、こちらにつきましても、医療活動用資機材整備については5番目の意見と同様でございます。また、国の指針の改定によりまして、PAZについては、安定ヨウ素剤につきまして事前配布を行うことが規定されたわけでございます。その配布、服用方法の具体的なあり方については、今後検討ということでございますので、その状況を踏まえまして、本計画への記載を検討という考えでございます。

7番目の御意見につきましては、文章の誤りということで、こちらについては修正させていただきました。

3ページ目の8番です。避難所等の整備でございます。広域避難に係る応援協定については、県が調整するとの認識で良いかということでございます。国の協力のもと、県は都道府県間による調整を行い、協定を締結することということでございます。

9番は災害対策本部の設置で、県が警戒事象発生の通報を受けた段階の対応ということでございます。こちらについては、警戒事象とするトラブル等につきまして、国、事業者

が定めるものですが、円滑な防護の対策の実施については、原子力防災専門官と連携して検討してまいりたいと考えてございます。特にこの他にも、通報が国に報告が義務付けられていて、自治体への報告は義務付けられていないということがございます。形式的には国から、こうした通報を受け取るということになってございます。本県では、防災計画以外でも、通報連絡協定からの情報もございます。そういったことも含めまして、検討していく課題だと考えております。

また10番の退避及び避難につきましては、最初の1番目と同様でございまして、暫定的に13市町村全域を重点区域としているところでございます。福島第一の事故炉についての事故想定、そういった具体的な考え方が国から示された段階で、本格設定に向けて検討していきたいと。また、広域避難計画の中では、それぞれの固有の事情を考慮したうえで、広域避難計画を策定していきたいと考えております。

また、11番の総論でございます。各市町村が判断し対応することは困難であり、県が主体となって、各市町村に指示できる体制づくりが必要なのではないかと考えてございますが、原子力災害の特殊性を踏まえまして、広域避難を始め、県が計画を策定して調整していきたいと考えております。

また、12番の原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲についてでございます。13市町村以外の自治体については、重点区域にしないのかという御意見でございます。これについては、原子力災害対策指針の中で重点区域については、EPZ、UPZ等について、防護対策が必要と示されているところでありますが、原子力災害対策指針等の検討を踏まえまして、今後の見直しにおいて検討していきたいと考えております。

続きまして、4ページの13番の避難収容活動体制の整備について、広域避難についての意見でございます。原子力災害対策指針等を踏まえ、今後の見直しにおいて、暫定重点区域外についても必要な防護対策を検討していきたいと考えております。

最後、14番目の災害対策本部の設置、職員の動員配備につきましては、本県の事情を踏まえ、5マイクロシーベルトという判断基準につきましては、当面、福島第二原子力発電所に限るものとするとか、福島第一原子力発電所については、そういった数値に限らず、異常な数値の上昇が確認された場合、対応できる規定を設けることで修正しております。また、職員の動員配備にかかる表についても、同様に修正をいたします。皆様からいただきました御意見に対する対応につきましては、以上のとおりでございます。

御意見を踏まえまして修正しましたものが、資料の1-3あるいは1-4で、新旧対照表と概要ということになってございます。概要については、説明を省略させていただきます。また、新旧対照表のほうは、御意見を踏まえて修正してございますが、若干訂正するところがございます。申し訳ございません。

65ページをご覧いただきたいと思っております。屋内退避及び避難に関する指標でございますが、今回具体的にこちらに関する改定がございましたので、こちらについては、このまま数値が読み込めるような規定にしてございます。

併せまして、74ページをご覧ください。飲食物摂取制限に関する指標でございますが、修正案のほうに原子力防災指針に定めるところによるものとするとして書いてございますが、原子力災害対策指針に定めるところによるものとするに訂正させていただきたいと思っております。原子力地域防災計画の主な修正については以上でございます。

○議長

それでは皆様方からいただいた御意見に対する考え方も含めまして、今回の修正案に対する御意見をいただければと思います。

○高萩委員代理（いわき市）

今の御説明の中で、資料1－4までの説明が終わったということによろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○高萩委員代理（いわき市）

何点か確認させていただければと思います。前に送っていただいた資料と今回の資料は、同じ中身だと思いますので、ちょうど資料の1－4の37ページの部分なのですが、この所で、(6)のオに関するところなのですが、必要に応じて指定行政機関または指定地方行政機関の長に対して、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとするところなのですが、これは例えば一つの例としますと、安定ヨウ素剤というのがあるかと思うのですが、その基本的な部分に関しては、国のほうでもまだ決まっていない部分がございますが、その辺で例えば、医師会さんとかそういう団体の、災害対策本部の中の医療班における位置づけ等、その辺をちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長

地域医療課でお願いします。

○事務局

県の災害対策本部の医療関係でございますが、今私どものほうで考えておりますのは、災害用コーディネーター、これを医師会さんとかに御協力いただいて設置して、あるいは、医療に特化した部分での連絡調整を含めた対応を図っていきたいというようなことで、今考えてございます。当然ある程度専門的な分野になりますので、要請などをこれから考えていきたいと思っております。

○高萩委員代理（いわき市）

ありがとうございます。先日私どもいわき市のほうでも防災会議を開きまして、昨日付けでいわき地方振興局に原子力災害対策編を提出させていただきました。その中でも医師会さんからの要望等がありまして、その辺はいろんな形で検討を進めておりまして、いろいろこれから御相談したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

一点だけございますが、この計画の中で、原子力防災訓練、災害対策訓練の位置付けがあるのですが、これに関して私どもいわき市では、来年度に単独でも実施しようということで、国等ともお話しをさせていただいております。ただ担当レベルのほうで、県さんに確認させていただいたところ、来年度はやらないということで返事をいただいているのですが、その辺りのことを詳しく御説明いただくとありがたいです。

○議長

事務局お願いします。

○事務局

原子力防災訓練でございます。こちらについて、検討を進めているところでありますが、新たに区域に加わった市町村もありまして、総合防災訓練という形での訓練ではござい

せんが、区域を拡大しておりますので、通信訓練あるいは個別の訓練、そういったものについては、重点区域を拡大しておりますので、考えている状況でございます。

○高萩委員代理（いわき市）

実は、私どものほうも総合までの訓練まではいかないと思います。職員は何しろ、実際に震災の時には、原子力事故に関して、それなりの対応をしたという経験はありますが、知見に基づいた訓練であるものではなかったということで、訓練の重要性は非常に認識しております。それでいろいろと、国を巻き込んだ形での訓練かもしれませんけども、そういったことでいろいろと御相談させていただいて、やっていければと思っております。私ども一部ではございますが、市民の避難等を念頭に置いた訓練を考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点でございますが、その訓練の時の支援策というのは、特に踏み込んだところまで考えていらっしゃらないということでもよろしいでしょうか。

○議長

事務局のほうからお願いします。

○事務局

訓練のみならず、関係職員の技量の向上こういったことの研修、あるいは研修のなかの訓練といったこともありますので。あと、いろいろなシステム等、緊急時連絡網、そういったものの整備もございます。そういったところと併せて、御相談させていただきたいと思ひます。やはり総合訓練となりますと、住民広報ですとかもありますけども、必ずしも実効的でないということもございまして、実際の職員の技量向上そういったところ、あるいは関係機関の連携、そういったところを重点的に出来るようなそういったことについて、引き続き検討させていただきたいと思ひています。よろしくお願ひいたします。

○高萩委員代理（いわき市）

ありがとうございます。いろんな外部評価のほうで、国の機関と話をしますと、県が不在では難しいのではないですかと言われておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点でございますが、災害対策の資材の関係でございます。これについては前に連絡等はいただいているところではございますが、担当レベルで確認させていただいたところ、県から市町村への輸送費に関しては市町村負担と聞いているのですが、その辺が曖昧なものですから、御回答いただければと思ひます。

○議長

事務局お願ひいたします。

○事務局

原子力安全対策課、阿部と申します。その辺のことにつきましては、十分整理していない部分もまだありましたので、今後担当レベルで検討を進めさせていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○高萩委員代理（いわき市）

ありがとうございました。

○議長

いわき市さんのことについては、十分協議を進めていただきたいと思ひます。その他に

皆様からありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは今回の修正案につきまして、原案のとおりということではよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは続きまして、見直しの進め方について、事務局のほうからお願いします。

○事務局

それでは見直しの進め方について、資料2をご覧になっていただきたいと思います。本日原子力防災部会を開催しているわけでございます。この後の第二段階、ステップ2の指針等を踏まえた見直しにつきましては、3月26日に予定しております県防災会議において、最終的に決定をいたしまして、国のほうに報告したいと考えてございます。

また、ステップ3ということではございますが、御承知のとおり、検討課題がまだまだ多く残してございます、避難基準、避難区域、重点地域の本格設定、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング等でございます。これについては、引き続き今回修正されておりました指針、あるいは原子力規制委員会の検討状況を踏まえまして、4月以降なるべく早くこういったものについても、防災計画の中に取り入れるよう進めてまいりたいと考えてございます。今後の進め方については、このような形で進めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長

今後の見直しの進め方につきまして、皆様から御意見、御質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは今後、今回の見直しとさらに次の見直しと迅速に進めてまいりたいと思います。それではその他でございますけれども、前回も御意見いただいたものも含めまして、現在どういった検討を進めているかということ2点。警戒区域解除後の住民への緊急時広報体制、それから広域避難体制の確立に向けた検討状況ということで、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局

それでは資料の3に基づきまして、警戒区域解除後の住民への緊急時広報体制の検討についてということで、御説明をさせていただきたいと思います。これにつきましては、前回の第3回部会で委員のほうからも御指摘があったわけでありまして、現在警戒区域の見直しが進められている状況にありまして、住民の方も昼間の立入であるとか、それから業者の方も数多く入るようになってきているという状況の中で、万が一原子力災害が発生いたしまして避難等の必要性が生じた場合には、どのような避難体制が構築できるのかというような問題提起がございまして、県といたしましても、計画の見直しと平行いたしまして、具体的な課題につきましては検討を進めるということにしております。

資料のほう御説明させていただきますと、まず1の(1)の警戒区域解除後の状況でございますが、23年の4月に設定されました警戒区域、それから計画的避難区域につきましては、昨年4月から順次見直しがされておまして、年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確認された地域では、順次解除が進められております。宿泊は禁止されておりますけれども、一時帰宅、事業再開などが認められています。

(2)番目としまして、住民滞在の状況の把握でございます。これらの地域につきましては、警戒区域の一時帰宅などと異なりまして、事前申請が必要とされておりません。従い

まして、住民の滞在状況の把握は難しい状況でございます。また、各市町村とも防災行政無線、広報車などの連絡体制を通常確保しておりますが、震災等の影響により十分にその体制がとれない状況であります。このため新たな災害等によりまして、避難が十分に行われないという問題でございます。

(3)番目としまして、このような状況を踏まえまして、緊急時の広報体制というものを関係機関、市町村、県警本部、消防本部、県、さらに東京電力を含めて連携が必要であろうということでございます。

2番目、主な課題ということで、課題をいくつか整理をしております。まず(1)番目といたしまして、一つは立入住民の把握をどうするかという課題がございます。これについては事前申請はできないものの、現在、住民のパトロール隊であるとか、警察消防によります巡回、それらの活動のなかで情報の共有ができるのではないかと。また場合によっては市町村に任意に住民の方が直接登録していただくということも考えられるのではないかと。それから携帯電話がGPS等を持っていることもございまして、そういった位置情報を使って利用できないかということも、携帯電話会社のほうにも確認しているところでございますけれども、いろいろ方法については、検討を進めているところでございます。

イの業者につきましては、基本的には、除染にあたる業者であれば、環境省の事務所のほうで把握しているだろうと。それから再開した事業所については、市町村のほうで把握しているだろうと。そういったところである程度の把握はできるのではないかと。

それから2ページ目のところに入りまして、ではどのような情報が必要になるか、それからその情報をどうやって共有していくか、それから更新していくか。多少細かい話でございすけれども、住所、氏名、人数とか、ポイントになりますのが、自力で避難できるかどうか。それから要介護者がいるかどうか。その辺はポイントになってこようかと思えます。

それから情報の取得については、住民のパトロール隊であるとか、県警、消防本部がメインになりまして情報を取得しまして、それを紙ベースで共有するか、インターネット等の媒体を通して共有するか、その辺も選択肢としてあるだろうと。更に、どのような更新頻度でデータを更新していくか、それからそういったことを進める中で課題としましては、情報の漏洩防止であるとか、セキュリティ、プライバシーが問題になろうかというところでございます。

(3)としまして、把握した住民の方にどのように連絡をするかということでございます。ひとつは従来からあります防災行政無線を使っていく。それらについては、現在故障しているようなところにつきましては、利用促進をしていく。個別受信機、屋外拡声器についての普及を図っていく。また更に運用をする職員の体制であるとか、それから場合によっては遠隔起動が出来るような、そういったところについても技術的には支援可能かと思えます。あとは携帯電話等のツールがありますけれども、やはり未復旧や電波が弱いエリアがあるということでございますので、これで全て万能ということではない。それから、広報車ということにつきましては、職員の運用の課題がでてこようと思えます。それから、個別方法につきましては実施主体をどうするか、役割分担・地域分担等の課題があります。それから、最終的にはテレビ、ラジオ等を通じた方法ということがございます。いざ避難するという場合が(4)でございすけれども、現状を確認をしますと、ほとんどの住民が

自家用車で使っているようだということでございますが、そういったツールのない方に対しては、避難用車両を準備する必要があるだろうと。

それから、3ページ目のほうにまいりまして、誘導、交通規制等の実施がでてくるだろうと。更に、避難先は殆どの方は避難先が宿泊先になっているかと思えますけれども、再度確認が必要だろうということです。あとは、避難後の状況の確認については個別訪問が中心となってきますけれども、かなり今回の災害でもそうでしたが、多くの労力を要するため、自衛隊等の協力要請も必要であろうと、そういったことが今、課題として整備をされております。

大きな3番目の関係機関の打ち合わせということで、順序が逆になりましたけれども、先月関係機関が集まりまして、このような問題課題を共有いたしまして、対応方針の整備をしていくということで進めております。今後につきましてもこのような課題を、更に役割の分担等を含めて対応方針の整備をして、早急に実施できるような体制にしていきたいということでございます。

最後に裏側のほうに現在の避難指示区域、警戒区域の概念図が掲載されております。今後葛尾村さんが3月22日、富岡町さんが3月25日、浪江町さんが4月1日ということで、引き続き解除の方が徐々に進展してまいるということでございますので、そういった体制につきましても検討してまいります。

続きまして資料の4に基づきまして、広域広域避難体制の確立に向けた検討についてという1ペーパーでございますけれども、こちらのほうで御説明させていただきます。こちらは地域防災計画の中に、県におきまして広域的避難のための計画の策定ということが記載されております。この波線の中でございます。こういったことに基づきまして県のほうでは、広域避難計画を策定してまいるということでございますが、現状のところ、こういう状況にありますという御説明をさせていただきたいと思えます。2番目としまして、避難対象範囲としましては、PAZの範囲内、それからUPZの範囲内、それから(3)番目としまして、場合によりましては、外側の区域もありうるだろうと考えております。これらの区域につきまして、PAZ、UPZにつきましては、当該市町村と今後具体的な協議、エリア決めをしてまいりますけれども、そういった範囲がエリアになってくるだろうと。避難先としては、原則として、UPZの外ということになりますけれども、これについても確定ではございませんので、さらに検討の中で進めていきたいと思えます。

4番目の進め方でございますが、まず広域避難計画の策定に先立ちまして、避難時間推計というものを実施したいと思えます。これは実効的な広域避難体制を確立するために、避難に要する時間をコンピュータシミュレーションにより、いろいろなシナリオを作成しまして、実効的に効率良く避難ができるようにしていくような作業を今後早急に進めてまいります。それを踏まえまして、(2)番目のところにありますように、広域避難計画につきまして、市町村と連携してまいりたいと考えております。ただ、これからのつきましては、シミュレーション、それから計画の策定には時間がかかります。最後のなお書きのところでございますけれども、広域避難計画が策定されるまでの当面の間ですけれども、避難先等については避難所リストを市町村の協力を得て整備をしております。それから人口についても、現住人口を把握をしているところでございます。さらに避難先の調整方法につきましても、大まかなスキームを定めております。そういったものを暫定的避難手順と

いうもので市町村さんと共有しまして、本格的な広域避難計画ができるまでの間、暫定的な手順書ということで、共有をしているところでございます。それにつきましても、中身については、さらにブラッシュアップして広域避難計画につなげるというところでございます。

計画の見直しと平行いたしまして、住民避難に関して、先行で進めていることにつき御説明させていただきました。計画とは密接な関係がございますので、こちらのほうで御審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長

ただいまのことにつきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

○首藤委員

首藤です。しばらくぶりに参加させていただきまして、随分と決まっている部分があるなと思いました。今説明いただきました資料3と資料4の内容ですけれども、いずれも今まさに大事な課題というふう思っております、こういったことを検討されていることは非常に良いことだと思っております。

まず、警戒区域を解除した後の広報の問題ですけれども、立ち入っている方の人数とか名前とかを細かく把握すること自体に、あまり労をかけるよりは、いかに多様な手段で中にいる人たちに情報を出すかということ優先されたほうがいいのではないかと思います。もちろん最終的に確認することは必要だとは思いますが、日常このように自由に入られている中で、一人残らず事前把握するということは、恐らく難しいだろうと。それよりも、もれなく情報が伝わるようにということ考えた方が良くと思います。

加えまして、私が伺っているところでは、だいぶ除染その他活動の方が入っております、朝夕渋滞がひどいということ伺っております。ということは、緊急避難の時に渋滞が発生する可能性がかなり高いのではないかと心配しております、交通規制ですとか、道路の使い方ですとか、そちらの方を関係機関と十分練っていただければと思っております。もうひとつ広域避難体制のほうですけれども、広域避難シミュレーションを行ってということはあると思いますが、それよりは、やはり逃げ方を、大きな枠組みを決めてしまって、いざという時に対応できるようにしておくことが非常に大事だと思っております、暫定的避難手順を決められることは非常に良いことだと思っております。その際に御参考にと申したのは、広域避難をするということは、全く知らない町に避難するということですので、どこそこへ行ってくださいと言っても、それがどこにあるのかということ、避難する側からはすぐわからない可能性があります。

確か島根県さんだったかと思いますが、そういったことも考えられて、まずはかなり多くの方が知っているようなスポットへいったん行くと。そこである程度一段落してから小学校その他の避難所に避難すると。そういった段階的なことを考えていますので、実際にPAZ、UPZの方が遠くまで避難される時には、何に困るかということ具体的に検討していただいて、具体的なことを考えていただくと良いかなと思います。以上です。

○議長

貴重な御意見ありがとうございます。事務局のほうからありますか。

○事務局

ありがとうございます。参考にさせていただいて検討を進めたいと思います。

○議長

その他御意見、御指摘、こういうのが良いのではないかとということがありましたら、ぜひお願いします。

よろしいですか。御意見を参考にさせていただきながら、できるだけ速やかに検討を進めていくようお願いします。

それでは、その他に何かありましたらお願いします。

○高萩委員代理（いわき市）

いわき市でございます。意見というかお願いでございます。なかなかパーツパーツでやっていると、非常に交渉に時間がかかるということが一つございます。特に今回、いわき市のほうでも暫定版ではございますが、避難計画を作ったわけでありませけれども、それで特に、県のほうでもいろんな施設があると思いますが、そこでも協力をお願いしたいと思います。なかなか震災当初もそうでしたが、県有施設というのはハードルが高いというのがありますので、県有施設ということは、県民である市民の施設でもございますので、そこはある意味全面的な御協力をお願いできればと思います。これは一つの例について申し上げましたが、今回は原子力ということで、基本的にコンクリート遮蔽ということで考えますと、いわき市には学校くらいしかございませぬので、そこは県庁全体のなかで、バックアップしていただけるような体制をとっていただければと思います。

また、いわき市には、私どもが把握しているだけでも2万4千人の避難者の方々が12市町村からお見えになっています。そのうちの7割が借り上げ住宅等ということで、なかなか把握が難しいということもございます。これから具体的に避難元の自治体さんとお話をさせていただきます。先程、資料1-2の①のところでも書いてございましたが、県も関与してくださるということですので、全面的なバックアップをお願いできればと思います。

○議長

事務局のほうからお願いします。

○事務局

いわき市さんのほうからございました、県有施設等についての避難の際の活用ということでございます。屋内退避施設として市町村さんにもリストアップしていただいておりますが、県のほうも対応できるように私どもも取り組んでまいりたい。また、さらに避難して来られている方々への対応に関しても、県のバックアップが必要だということがございますので、力を合わせていければと思っております。

○議長

その他でございますでしょうか。事務局のほうからお願いします。

○事務局

参考資料の2と参考資料の3について、先程併せて説明をするつもりでございましたが、ここで説明をさせていただければと思います。

参考資料の2につきましては、オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）の整備についてということでございまして、現在進めている状況につきまして、部会の皆様のほうに御報告させていただきたいという主旨でございます。内容でございますが、オフサイトセンターにつきましては、御承知のとおり、原子力災害時に関係者が一同に会し情報

を共有し、連携を図る施設となっております。オフサイトセンターの現状でございますが、福島県におきましては、福島第一、第二両方のオフサイトセンターといたしまして、大熊町内に整備をいたしまして、国の指定を受け、平成14年に供用されていたところでございますが、震災後23年3月15日以降、線量の上昇に伴いまして、使用が継続困難となりまして県庁に移転。現在につきましては県の自治会館内に移転しまして、現在に至っております。

3番目の新たなオフサイトセンターの必要性でございますが、現在福島第一におきましては、作業等が継続されてございます。また第二におきましても停止はしておりますけれども、大量の核燃料物質を保有している発電所でございますので、緊急事態に備えるということからオフサイトセンターの機能を復旧させる必要がございますが、大熊町内のオフサイトセンターにつきましては、帰還困難区域となっております、当面復旧が困難でありますので、新たなオフサイトセンターの整備を進めいくものとしております。整備にあたりましては、福島第一、第二の状況が大きく異なるということを踏まえまして、各発電所ごとに整備をしていきたいということでございます。従来は一施設であったものが、二施設で発電所ごとという考え方でございます。

それから、4番目の設置概要でございますけれども、従来に対しまして、どの辺の機能強化をしていくということが(1)でございます。まず通信回線の多重化をして、衛星電話であるとか、有線につきましても無線の取り入れなどによりまして多重化。さらに空気浄化フィルターの設置、さらに非常用発電機は大熊でもございましたが、さらにそれを二重化をして、非常用発電機を2つにするというようなこと。さらに長期運用を想定しまして、仮眠設備の設置であるとか、燃料食料等の備蓄を進めていく。そういう機能を強化していきたいということでございます。

(2)番目の施設の規模でございますけれども、全体会議室、県の現地本部、それから資機材保管室、スクリーニング室、仮眠室、非常用発電機室を加えまして、床面積としましては3100平方メートル程度ということでございます。現在大熊にありますオフサイトセンターが1200平方メートル程度でございますので、それに対しまして大幅に面積を増やし、長期的な活動にも耐えられるような形にしたいということでございます。

(3)番目の施設の候補地でございますけれども、第一発電所につきましては、北側にあります南相馬を中心としたエリアで選定。それから第二発電所につきましては、南側にあります檜葉町を中心としたエリアで選定を進めてまいります。供用の開始時期といたしましては、平成27年度の供用開始を目標として進めていくということにしております。

続きまして、資料の3でございます。これも取組み状況の紹介ということでございます。原子力防災資機材の整備についてということでございます。これは、地域防災計画に基づきまして、暫定的な重点区域としました13市町村と関係機関に対しまして、通信機器の整備、それから防災資機材の整備を進めているところでございます。具体的には1番目の通信連絡体制の強化というところでございまして、大きく2つございます。1つは衛星携帯電話の配備でございます。一般電話等が利用できない場合の通信手段といたしまして、13市町村に各2台ずつ配備を進めているところでございます。既に整備をしました所、今後という所はございますが、いずれも3月中には整備を完了する予定でございます。

それから2番目としまして、原子力防災緊急時連絡網という、いわゆる専用回線を使い

ました連絡網を整備しておりますが、従来は発電所周辺の6町を中心とした整備でございました。これを13市町村に拡大をするということで今進めております。内容としましては、電話、ファクシミリ、それからこの連絡網は国とも繋がっております。また一部機関にはテレビ会議システムも整備を進めているところでございます。整備時期といたしましては3月を目途に進めております。内容としましては、電話、ファクシミリそういったものを13市町村、消防本部、県警災害対策課、県原子力安全対策課に整備してまいります。テレビ会議システムにつきましては、いわき市、田村市以下、各市町村に整備を進めているところでございます。これにつきましては引き続き来年度も、さらに拡大をしまして、振興局などさらに外側の関係機関に整備をするということで拡充を図っていくところでございます。

2ページ目のところに移りまして、原子力防災資機材の整備というところでございます。整備対象を13市町村と関係機関といたしまして、中身につきましては(4)にありますように、整備する資機材としまして、保護具セットとしておりますけれども、いわゆる防護服、手袋、カバー、長靴、マスク、除染用キット、ハンドマイク、資機材保管庫、個人線量計、GM管式サーベイメータ、シンチレーション式サーベイメータ、こういったものの整備を進めております。対象としましては、13市町村と関係機関ということでございます。個人で使うものにつきましては、防災業務にあたる従事者数を基本として算定しまして、基本的には3日分を備蓄をしようという考え方で進めております。3日目以降の分につきましては、その後の調達により確保するという考え方で5年間をかけまして、具体的に整備をするということでございます。以上、取組みの具体的な内容につきまして、時間をいただき皆様に御紹介いたしました。

○議長

ただいまの説明で何かありますでしょうか。なければ以上で本日の審議を終了とさせていただきます。

○事務局

事務局から最後に一点。本日、本部会で御審議いただきました内容につきましては、来たる3月26日本部会の上部会議にあたります福島県防災会議のほうに諮る予定でございます。3月26日の審議で決定をいただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長

以上で本日の部会を終了させていただきます。皆さん大変お忙しいところ御協力ありがとうございました。